

# 総務委員会資料

## 2 所管事務の調査（報告）

### （4）中央卸売市場北部市場及び地方卸売市場南部市場における光熱水費の未請求等について

資 料 中央卸売市場北部市場及び地方卸売市場南部市場における光熱水費の未請求等について

経済労働局

令和5年2月9日

## 中央卸売市場北部市場及び地方卸売市場南部市場における 光熱水費の未請求等について

中央卸売市場北部市場（以下「北部市場」という。）及び地方卸売市場南部市場（以下「南部市場」という。）における光熱水費の未請求等について、次のとおり御報告いたします。

### 1 これまでの未請求等の事案について

#### (1) 令和3年5月時点の未請求等の事案

番号	対象施設名称	種別	請求対象期間	請求額	結果等
①	変電所	水道料金	平成23年3月分から 平成30年12月分まで	14,904円	令和4年4月22日納付済
②	ガラス温室	水道料金	平成23年4月分から 令和3年1月分まで	751,076円	事案⑤と合わせ、令和6年6月28日納付終了予定
③	青果棟低温卸売場	電気料金	平成25年5月分から 令和3年3月分まで (平成25年5月分から 令和元年8月分まで)	19,405,813円 うち未徴収残額 16,227,162円	令和4年4月14日訴訟が提起され係争中
④	青果棟3階西側事務所	電気料金	平成25年3月分から 令和3年3月分まで	646,810円 104,429円	令和3年10月29日納付済(A社) 令和3年12月30日納付済(B社)
⑤	花き棟1階卸売場電動シャッター	電気料金	平成27年6月分から 令和3年3月分まで	311,899円	事案②と合わせ、令和6年6月28日納付終了予定
⑥-1	水産棟3階西・東卸厨房	電気料金	平成23年4月分から 令和3年3月分まで	282,284円	令和3年11月8日納付済
番号	対象施設名称	種別	還付対象期間	還付額	結果等
⑥-2	水産棟3階西・東卸厨房	電気料金	平成23年4月分から 令和3年3月分まで	282,284円	令和3年11月30日還付済

## (2) 令和4年7月時点の未請求等の事案

### ア 北部市場分

番号	対象施設名称	種別	請求対象期間	請求額	結果等
①	関連事業者 店舗	電気料金	平成24年10月分から 令和4年8月分まで	486円	令和4年10月28日納付済
②-1	買荷保管所	電気料金	令和2年9月分から 令和4年5月分まで	25,669円	令和4年8月31日納付済
番号	対象施設名称	種別	還付対象期間	還付額	結果等
②-2	買荷保管所	電気料金	令和2年9月分から 令和4年5月分まで	25,669円	令和4年8月25日還付済

### イ 南部市場分

番号	対象施設名称	種別	請求対象期間	請求額	結果等
①	事務所A	電気料金	平成29年3月分から 令和4年3月分まで	3,311,442円	令和4年9月26日納付済 (指定管理者請求分)
②	倉庫	電気料金	平成24年11月分から 平成26年2月分まで	66円	令和4年11月25日納付済 (市請求分)
			平成26年3月分から 令和4年4月分まで	370円	令和4年11月18日納付済 (指定管理者請求分)
③	事務所A,B	電気料金	平成30年10月分から 令和4年7月分まで	1,290,945円	令和5年1月25日納付済 (指定管理者請求分)

## 2 新たな未請求等の事案について

### (1) 北部市場における未請求等の事案（2件）

#### ア 事案概要

##### (ア)経過（調査前の配線状況図参照）

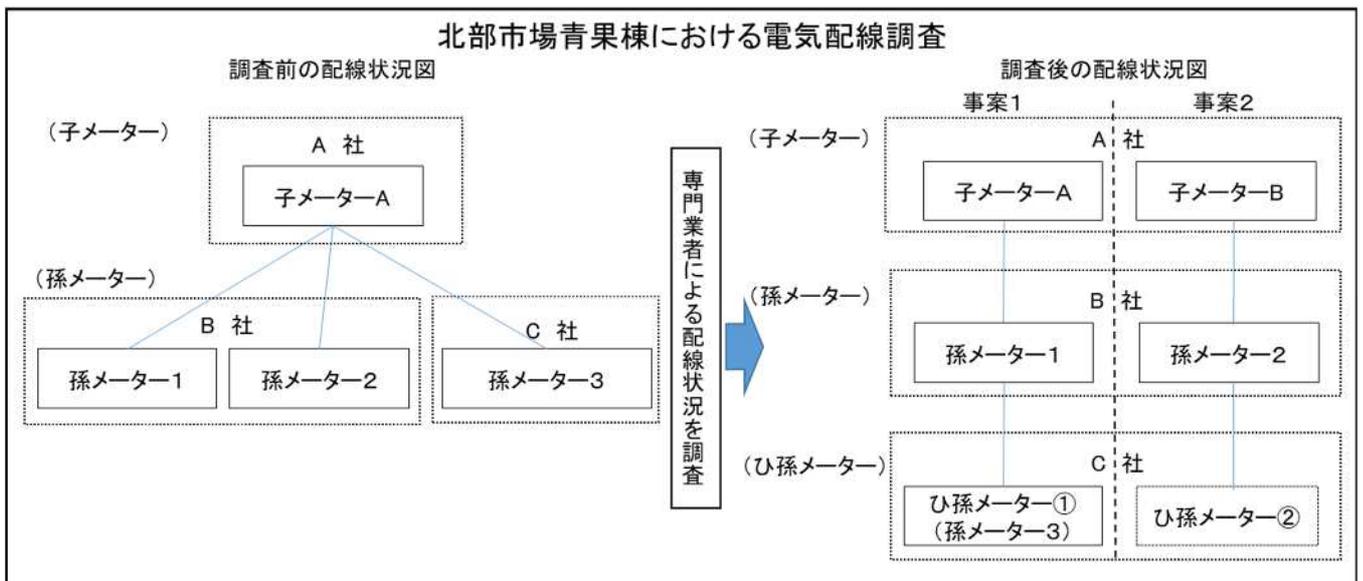
- ・未請求等の原因となった北部市場青果棟の電気メーターは、いずれもA社の使用期間において、本市以外の者によって設置され、平成24年3月末及び8月末の施設返還に合わせて、本市が引き継いだものである。
- ・平成24年4月及び9月に本市は、当該施設の使用指定をC社及びB社に行った。
- ・本市は、当該施設にかかる電気配線について、A社の子メーターAから、B社の孫メーター1及び2並びにC社の孫メーター3が接続されていると認識していた。
- ・本市はA社に対しては、B社及びC社の孫メーターの検針値を差し引いた電気使用量に基づき料金を請求し、B社及びC社に対しては、それぞれの孫メーターで計測した電気使用量に基づいた料金を請求していた。

##### (イ)事案1（調査後の配線状況図・左側参照）

専門業者による配線状況を調査した結果、A社の子メーターAから、B社の孫メーター1が接続され、C社の電気メーターは、ひ孫メーター①（孫メーター3であると認識していたメーター）であったことが判明した。

##### (ウ)事案2（調査後の配線状況図・右側参照）

事案1と同様に調査した結果、A社の子メーターAではなく、子メーターBが存在し、この子メーターBが起点となり、そこにB社の孫メーター2が接続し、さらに、C社のひ孫メーター②が接続していることが判明した。なお、C社のひ孫メーター②は、市に登録されていないメーターであることも合わせて判明した。



## イ 未請求（過徴収）金額

### (ア) 事案 1

対象者	未請求等金額	未請求等期間
A社(子メーターA)	452,341 円 (未請求)	平成 24 年 10 月から令和 4 年 11 月請求分まで
B社(孫メーター1)	452,341 円 (過徴収)	平成 24 年 10 月から令和 4 年 11 月請求分まで

※A社及びB社に対しては、時効を 10 年間（平成 25 年 2 月から令和 4 年 11 月請求分まで）として 430,012 円を請求（還付）予定。

### (イ) 事案 2

対象者	未請求等金額	未請求等期間
B社(孫メーター2)	約 69 万円(過徴収)	平成 26 年 5 月から令和 4 年 10 月請求分まで
C社(ひ孫メーター②)	約 69 万円(未請求)	平成 26 年 5 月から令和 4 年 10 月請求分まで

※金額は毎月の電気使用量が不明のため総使用量に基づく推計金額

## ウ 発生原因

### (ア) 事案 1

本市は、B社及びC社に使用指定をした際に、実際の配線状況と異なった認識をしていたため、未請求及び過徴収が発生したものである。

### (イ) 事案 2

事案 1 と同様、実際の配線状況と異なった認識をしていたこと、及び ひ孫メーター②が市に登録されていないメーターであったため、未請求及び過徴収が発生したものである。

なお、平成 26 年 4 月にC社が新たにエアコンを設置した時点から未請求等が発生している。

## エ 今後の手続等

### (ア) 事案 1

A社に対して令和 5 年 2 月請求予定。

B社に対して令和 5 年 2 月還付予定。

### (イ) 事案 2

毎月の電気使用量が不明のため、B社及びC社と協議し、未請求及び過徴収の金額を確定した上で、料金の還付及び請求を行う予定。

## (2) 南部市場における過徴収の事案（1件）

### ア 事案概要

南部市場の管理棟区域において、電気料金の未請求等事案が判明したことから（令和4年7月時点の事案）、他の2区域（水産棟区域及び青果棟区域）においても、電気メーターの管理台帳と実際の電気配線が不整合となっている可能性があることから、当該2区域を対象とした電気専門業者による調査（※）を実施した。

その結果、1社（D社）に対して過徴収事案が判明した。

#### ※ 南部市場電気配線調査について

期 間 令和4年5月から12月まで

調査方法 専門業者がメーター一覧表に基づいて現地の回路との整合性及び未検針箇所の有無について、調査機器（ラインチェッカー）等を用いて調査を行った。

### イ 過徴収金額（1社）

還付金額：21,623円（令和5年1月還付済み）

還付期間：平成29年9月から令和4年11月請求分まで

※孫メーターの設置時期が不明であったため、指定管理者とD社が協議した結果、指定管理者が電気料金の請求を開始した平成29年9月を還付の始期とした。

### ウ 発生原因

電気配線調査の結果、水産棟卸売場通路において、子メーターと認識していた水産入荷量表示黒板のメーターが、別の子メーター（1階電灯）の孫メーターであった。

この結果、子メーターと孫メーターが同一業者の使用であり孫メーター分が重複請求となった。

## 3 今後の対応等について

令和3年8月に策定した「北部市場光熱水費請求マニュアル」に基づき、チェックリスト等を活用し未請求等が発生しないように請求事務を行っております。

北部市場におきましては、設置している電気メーターの法定有効期限経過時の交換に合わせて、電気配線状況を確認することにより、請求状況に誤りがないかを継続して確認してまいります。

南部市場におきましては、専門業者による電気配線状況の調査は終了しましたが、指定管理者との連携が十分ではなく、未請求等の事案が生じたことから、情報共有を徹底し適切な事務執行を行ってまいります。

引き続き、過去の未請求等事案について継続的に情報共有を行うとともに、ミスの予防、事務に潜むリスクの早期発見、これらの持続性確保といった視点から、公正かつ適切な事務執行の確保に関する職員の意識向上を図るとともに、内部統制の取組を徹底してまいります。